

大竹市告示第 8 4 号

大竹市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 6 日

大竹市長 入 山 欣 郎

大竹市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自転車を利用する市民の自転車用ヘルメットの着用を促進し、自転車乗車中の事故による負傷の軽減を図るため、自転車ヘルメットを購入した市民に対し、予算の範囲内において大竹市自転車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、大竹市補助金等交付規則（昭和 4 8 年大竹市規則第 3 7 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「自転車用ヘルメット」とは、自転車乗車時に着用し、交通事故の衝撃及び転倒から頭部を保護する目的で製造されたもので、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証した S G マークが付されたもの
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証した J C F マークが付されたもの
- (3) 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証した C E マークが付されたもの
- (4) ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証した G S マークが付されたもの
- (5) 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証した C P S C マークが付されたもの
- (6) 前各号に掲げる安全基準に類するものの認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自転車用ヘルメットを購入し、それを使用する者
- (2) 補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）において、本市の住民基本台帳に記載されている者
- (3) 世帯全員が、市税を滞納していない者

- (4) 世帯全員が、大竹市暴力団排除条例（平成24年大竹市条例3号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新品の自転車用ヘルメットの購入に係る費用（消費税及び地方消費税を含む。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在する店舗で購入した新品であること。
 - (2) 国、地方公共団体その他の団体による他の補助金を受けて購入するものでないこと。
 - (3) 申請日の属する年度の4月1日から申請日までの間に購入した自転車用ヘルメットの購入費用であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、クーポン券、ポイント等で値引きされた額は補助対象経費から除くものとする。
- 3 補助対象経費となる自転車用ヘルメットの数、補助対象者1人につき1個を上限とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、3千円を上限とする。

- 2 次条第3項の規定により2人以上の補助対象者に係る補助対象経費を合わせて申請するときは、前項の規定によりそれぞれ算定した額の合計額を補助金の額とする。
- 3 補助金の交付の回数は、補助対象者1人につき1回限りとする。

（交付の申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、購入した日の属する年度の3月31日（閉庁日の場合にあつては、直前の開庁日）までに、大竹市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、持参、郵送（3月31日までの消印を有効とする。）又は電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うものとする。
- 3 第1項の規定による申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ただし、前項の電子情報処理組織を使用する方法により申請する場合は、当該書類を撮影した画像データその他市長が適当と認める電磁的記録を添付するものとする。

- (1) 自転車用ヘルメットの購入時の領収書又はレシートの写し（購入者、購入日、購入価格、商品名及び購入した店舗が確認できるもの）
- (2) 第2条各号に掲げる安全基準に係る認証等が付されていることが確認できる書類の写し
- (3) 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳又はキャッシュカードの写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

4 同一世帯で2人以上の補助対象者がある場合は、同一世帯の代表者が申請者となることができる。

5 補助対象者が、未成年者の場合は、当該未成年者の保護者が代わって申請を行うものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは補助金の交付を決定し、大竹市自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定したときはその理由を付して、大竹市自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の方法により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(補助対象経費の特例措置)

- 2 第4条第1項第3号の規定にかかわらず、令和7年度の自転車ヘルメットの購入費用は、この要綱の施行の日から申請日までの間に購入した自転車ヘルメットの購入費用とする。

附 則（令和8年8月17日告示第137号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年8月18日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の大竹市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

様

大 竹 市 長

大竹市自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった大竹市自転車用ヘルメット購入費補助金については、次のとおり交付決定したので、大竹市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

・ 交付決定額（確定額） 円

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

様

大 竹 市 長

大竹市自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった大竹市自転車用ヘルメット購入費補助金については、次の理由により不交付とすることに決定しましたので、大竹市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

・ 不交付決定理由